

事業名	労災病院の運営						事業番号	1
実施主体	(独)労働者健康福祉機構							
施策概要	<p>労災特有の疾病に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供する。</p> <p>また、各都道府県に設置してある産業保健推進センターと連携し、事業主及び勤労者に対する健康確保に関する啓発活動、職場環境の改善指導等を行い、事業場における産業保健活動の支援を行う。</p> <p>さらに、民間病院では行うことが困難な勤労者医療を全国的なネットワークを構築して提供し、被災労働者の早期職場復帰のほか、勤労者の健康確保の面において重要な役割を果たしている。</p>							
予算額	17年度	11,494,747千円	18年度	11,281,178千円	19年度	11,433,445千円	20年度	10,666,270千円
19年度 成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間：平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 筑豊労災病院については、平成20年3月31日までに廃止する。平成19年度を統合予定時期とする統廃合対象病院については、それぞれの現状に則して作業を進める。</p> <p>② 各労災疾病研究センターにおいて、騒音、電磁波等による感覚器障害分野、業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)分野に関し、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース(ホームページ)を構築し、既存のデータ・ベース(ホームページ)と併せてアクセス件数62,000件以上を得る。</p> <p>③ 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。</p> <p>ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、40%以上の患者紹介率を確保する。</p> <p>イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、13,000人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</p> <p>ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ23,000件以上の受託検査を実施する。</p> <p>④ 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、63,000人以上の救急搬送患者を受け入れることが可能な体制を整備する。</p> <p>⑤ 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。</p>							
19年度 実績	<p>① ・ 筑豊労災病院は、平成20年3月31日をもって廃止。</p> <p>・ 平成20年4月1日に岩見沢労災病院を本院、美唄労災病院を分院として統合すると同時に、岩見沢労災病院を北海道中央労災病院に、美唄労災病院を北海道中央労災病院せき損センターにそれぞれ改称。</p> <p>・ 平成20年4月1日に九州労災病院を本院、門司労災病院を分院として統合するとともに、門司労災病院については、九州労災病院門司メディカルセンターに改称。</p> <p>(前年度実績：岩手労災病院について、平成18年3月31日廃止)</p> <p>② アクセス件数：130,638件(前年度実績：99,043件)</p> <p>③ 有用であった旨の評価：77.7%(前年度実績：74%)</p> <p>ア 患者紹介率：49.8%(前年度実績：44.7%)</p> <p>イ モデル医療の普及対象者数：20,436人(前年度実績：22,395人)</p> <p>ウ 受託検査実施件数：29,082件(前年度実績：27,538件)</p> <p>④ 救急搬送患者受入数：68,206人(前年度実績：67,942人)</p> <p>⑤ 全労災病院における平均満足度：80.6%(前年度実績：78.7%)</p>							

評 価	<p>独立行政法人評価委員会では、「労災病院の再編については、地域医療の確保、受診患者の診療・療養先の確保、職員の雇用の確保及び移譲先の地元関係者等に最大限配慮しつつ、円滑に処理した結果、再編計画における廃止・統合を完了したことは評価できる。」「労災疾病に係る研究開発については、労災疾病等13分野のすべてについて研究成果が取りまとめられ、国内外の学会・学術誌への発表を逐次実施するとともに、行政機関等へ情報提供を行い、産業保健推進センター等と連携しつつ研究成果の普及を図っており、当該分野におけるわが国のモデル医療等の発展に貢献していることについては高く評価できる。今後は、国外も含め効率的かつ効果的な成果の普及が積極的に行われることを期待する。」「高度・専門的医療の提供については、初期研修医集合研修、臨床研修指導医講習会、看護師の新規採用に向けた取組等により、医師・看護師の確保・育成に努めるとともに、救急患者受入体制の強化、高度医療機器の計画的整備による専門的治療の積極的推進を行ったほか、医療事故・インシデント事例のデータを公表するなどの取組を行っており、評価できる。」と評価されたところであり、引き続き労災特有の疾病に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供、各労災疾病研究センターにおけるモデル医療情報等のデータベース構築の実施、患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能の強化等勤労者医療の地域支援の推進等を行う必要がある。</p>
-----	--

20年度成果目標	アウトカム目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する（対象期間；平成16年4月～平成21年3月）。なお、平成20年度における目標は、以下のとおり。</p> <p>① 利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ② 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を80%以上得る。</p>
	アウトプット目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する（対象期間；平成16年4月～平成21年3月）。なお、平成20年度における目標は、以下のとおり。</p> <p>① 各労災疾病研究センターにおいて、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータベース（ホームページ）を構築し、既存のデータ・ベース（ホームページ）と合わせてアクセス件数100,000件以上を得る。 ② 地域医療連携室において次のような取組を行う。 ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、40%以上の患者紹介率を確保する。 イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、15,000人以上を対象にモデル医療の普及を行う。 ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ25,000件以上の受託検査を実施する。 ③ 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、63,000人以上の救急搬送患者を受け入れることが可能な体制を整備する。</p>

備 考	<p>① 予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。なお病院の運営（研究事業を除く）については、運営費交付金は使用していない。 ② 平成19年12月24日独立行政法人整理合理化計画において、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の労災病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、必要な措置を講ずる。その際、近隣に国立病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で労災病院と国立病院との診療連携の構築について検討を行う。その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了までに、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うとされた。</p>
-----	---

事業名	医療リハビリテーションセンターの運営						事業番号	2	
実施主体	(独)労働者健康福祉機構								
施策概要	被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供する。								
予算額	17年度	11,494,747千円	18年度	11,281,178千円	19年度	11,433,445千円	20年度	10,666,270千円	
19年度成果目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間；平成16年4月～平成21年3月）なお、平成19年度にける目標は以下のとおり。 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。								
19年度実績	80.4%（前年度実績：81.1%）								

評価	独立行政法人評価委員会では、「医療リハビリテーションセンターについては、患者の状況に応じた職場復帰等の支援を行い、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保するなど、実績をあげている点は評価できる。今後、地域との連携を密にし、更に職場・自宅復帰を進めることを期待する。」とされたところであり、引き続き被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供する必要がある。	
20年度成果目標	アウトカム指標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）。なお、平成20年度にける目標は以下のとおり。 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。
	アウトプット指標	—
備考	予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。	

事業名	総合せき損センターの運営	事業番号	3					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構							
施策概要	被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供する。							
予算額	17年度	11,494,747千円	18年度	11,281,178千円	19年度	11,433,445千円	20年度	10,666,270千円
19年度成果目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。							
19年度実績	85.0%（前年度実績：82.5%）							
評価	独立行政法人評価委員会では、「総合せき損センターについては、患者の状況に応じた職場復帰等の支援を行い、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保するなど、実績をあげている点は評価できる。今後、地域との連携を密にし、更に職場・自宅復帰を進めることを期待する。」と評価されたところであり、引き続き被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的な医療を提供する必要がある。							
20年度成果目標	アウトカム指標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。						
	アウトプット指標	—						
備考	予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。							

事業名	労災リハビリテーション作業所の運営						事業番号	4
実施主体	(独)労働者健康福祉機構							
施策概要	入所者の自立更正の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図る。							
予算額	17年度	11,494,747千円	18年度	11,281,178千円	19年度	11,433,445千円	20年度	10,666,270千円
19年度成果目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間：平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 在所者個々人の障害特性、希望に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援や、作業内容の見直しを行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。							
19年度実績	社会復帰率：30.4% (前年度実績：26.0%)							
評価	独立行政法人評価委員会では、「リハビリテーション施設の運営については、入所者ごとの社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリング等により、社会復帰率が上昇するとともに、北海道・広島両作業所について、在所者の退所先の確保を図りつつ廃止したことは評価できる。今後は、整理合理化計画等を踏まえ、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小廃止に計画的に取り組むことを期待する。」と評価されたところであり、縮小廃止に向けて在所者の退所先の確保を図りつつ、入所者の適正に応じた社会復帰プログラムの作成・就職指導等により自立能力の確立を図る必要がある。							
20年度成果目標	アウトカム目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間：平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 在所者個々人の障害特性、希望に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援や、作業内容の見直しを行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。						
	アウトプット目標	-						
備考	① 予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。 ② 平成19年12月24日独立行政法人整理合理化計画において、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小廃止することとされた。							

事業名	納骨堂の運営						事業番号	5
実施主体	(独)労働者健康福祉機構							
施策概要	産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。							
予算額	17年度	11,494,747千円	18年度	11,281,178千円	19年度	11,433,445千円	20年度	10,666,270千円
19年度成果目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間：平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得る。							
19年度実績	慰霊の場にふさわしいとの評価：90.8% (前年度実績：92.9%)							

評価	独立行政法人評価委員会では、「中期目標を上回っている。」と評価されたところであり、引き続き産業殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行う必要がある。	
20年度成果目標	アウトカム目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の20年度計画を達成する。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。
	アウトプット目標	—
備考	予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。	

事業名	労災診療費審査体制等充実強化対策費				事業番号	6		
実施主体	(財)労災保険情報センター							
施策概要	労災診療費請求内訳書(レセプト)等の点検(事務的審査)、診療費データの集積管理等を行わせることにより労災診療費の審査体制等の強化を図る。							
予算額	17年度	3,884,247千円	18年度	3,759,940千円	19年度	3,493,430千円	20年度	3,534,218千円
19年度成果目標	労災診療費請求等において、誤請求率を8.34%(平成18年度実績)以下とする。							
19年度実績	誤請求率は、8.85%であり、目標を達成できなかった。							
評価	目標は達成できていないが、労災診療費の迅速かつ適正な支払を維持していく上で不可欠な事業であるため、上記改善すべき事項を踏まえて新たな成果目標を定め、引き続き実施する必要がある。							
20年度成果目標	アウトカム目標	受託者の審査点検にて、不適正と指摘した件数のうち、労働局審査において不適正な請求とされた件数の割合を90%以上とする。						
	アウトプット目標	—						
備考	—							

事業名	労災ケアサポート事業経費				事業番号	7		
実施主体	(財)労災年金福祉協会							

施 策 概 要	労災年金受給者及びその家族が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、専門スタッフによる訪問指導等を行うなど、労災年金受給者等の生命と生活維持に必要な不可欠な援護等の実施。							
予 算 額	17 年 度	1,986,058 千円	18 年 度	1,920,976 千円	19 年 度	1,714,969 千円	20 年 度	1,598,304 千円
19 年 度 成 果 目 標	① 本事業に対する利用者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。 ② 労災年金受給者等に対して、訪問・巡回指導を年間3万件以上実施する。							
19 年 度 実 績	① 有用であった旨の評価：99.1% ② 訪問・巡回指導の実施件数：32,915件実施							
評 価	成果目標を達成しているところである。							
20 年 度 成 果 目 標	ア ウ ト カ ム 指 標	本事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。						
	ア ウ ト プ ッ ト 指 標	労災年金受給者等に対して、訪問・巡回指導を年間3万件以上実施する。						
備 考	17、18年度予算額については、労災年金相談等支援事業と在宅介護支援事業の合算額である（19年度以降、両事業を統合し、労災ケアサポート事業として実施）。							

事 業 名	高齢被災労働者対策費					事 業 番 号	8	
実 施 主 体	(財) 労災ケアセンター							
施 策 概 要	高齢重度被災労働者の障害の特性に応じた介護を提供するための施設運営。							
予 算 額	17 年 度	4,147,488 千円	18 年 度	3,303,239 千円	19 年 度	3,155,503 千円	20 年 度	2,999,097 千円
19 年 度 成 果 目 標	① 本事業に対する入居者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。 ② 全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する。							
19 年 度 実 績	① 有用であった旨の評価：95.1% ② 入居者数：年平均：約740名、入居率92.4%							
評 価	成果目標を達成しているところである。							

20年度成果目標	アウトカム目標	本事業に対する入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。
	アウトプット目標	全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する。
備考	-	

事業名	労災年金担保貸付事業						事業番号	9
実施主体	(独)福祉医療機構							
施策概要	労働者及びその遺族の援護を図ることを目的として、年金たる保険給付を受ける権利を有する者に対する当該権利を担保とする小口の資金貸付事業を行う。							
予算額	17年度	34,941千円	18年度	33,848千円	19年度	32,962千円	20年度	
19年度成果目標	中期目標期間中に、借入申込から貸付実行までの期間を、平成15年度(概ね4週間)に対し、1週間(事務処理日数5日)短縮する。(独立行政法人福祉医療機構中期目標対象期間:平成16年4月~平成20年3月)							
19年度実績	受託金融機関の申込締切日から貸付実行(借入申込者の口座へ入金)までの期間の事務処理日数が22.5日(概ね4週間)(平成15年度の平均事務処理日数)から17.5日(概ね3週間)となり、5日間短縮した。							
評価	独立行政法人評価委員会では、「事務処理の効率化を図る観点から、平成19年10月からは、受託金融機関における任意繰上償還に伴う剰余金の振込データの電子化を実施する等の取組みが認められ、事務負担の軽減等の効果を上げている。」とされたところであり、引き続き労働者及びその遺族の援護を図るため迅速な事務処理を実施する必要がある。							
備考	独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成20年度からは、運営費交付金を廃止した。							

事業名	障害者職業能力開発校経費						事業番号	10
実施主体	都道府県							
施策概要	障害者の訓練機会及び訓練職種等についての分析調査並びに障害者職業能力開発校の施設等の整備事業である。							
予算額	17年度	1,263,265千円	18年度	367,008千円	19年度	336,041千円	20年度	323,685千円
19年度成果目標	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。							
19年度実績	就職率:65.7%							

評価	平成19年度においては、職業訓練ニーズの少ない訓練科目を廃止するとともに、障害の重度化、多様化に対応した訓練科目の整備等を行うことにより、効果的・効率的な職業訓練を実施した。 障害者の福祉から就労へという流れの中で、障害者職業能力開発校における職業訓練は重度障害者等の労働市場への参入を促進する有効な施策である。障害者職業能力開発校では、重度視覚障害者、発達障害者等職業訓練上特別な支援を要する障害者に対する職業訓練に重点を置いて実施する必要がある、支援の難しい障害者の受け入れ推進にあたっては、障害に配慮した訓練用機器及び施設の整備が不可欠である。	
20年度成果目標	アウトカム指標	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。
	アウトプット指標	—
備考	—	

事業名	産業保健推進センターの利用促進事業						事業番号	11	
実施主体	(独)労働者健康福祉機構								
施策概要	労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与するため、産業保健関係者に対する研修、相談を実施する。また、ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供する。								
予算額	17年度	11,494,747千円	18年度	11,281,178千円	19年度	11,433,445千円	20年度	10,666,270千円	
19年度成果目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間：平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 ① 産業保健関係者に対し、各地域のニーズに応じて延べ2,000回以上の研修を積極的に実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9,600件以上確保する。 ② 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報提供を行うとともに、ホームページのアクセス件数については650,000件以上得る。 ③ 各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。								
19年度実績	① 研修回数：3,291回(前年度実績：3,058回)、相談件数：13,725件(前年度実績：12,116件) ② ホームページアクセス件数：1,179,015件(前年度実績：832,429件) ③ 地域産業保健推進センターのコーディネーターを対象とする能力向上のための研修回数：各センターで年1回以上開催し、合計で76回(前年度実績：73回)								
評価	独立行政法人評価委員会では、「産業保健関係者に対する研修又は相談については、地域のニーズに対応する専門性を有する相談員の増員など研修・相談体制の充実を図ったほか、事業効果を把握するための実態調査を実施し、その結果を事業に反映させるなど、研修、相談の質及び利便性の向上に努めた結果、中期目標において定められた数値目標を上回る実績をあげたことは評価できる。今後は、勤労者に対する情報提供についてもより積極的な取組を行うとともに、業務の一層の効率化等を図ることを期待する。」と評価されたところであり、業務の効率化を図りつつ、労働災害防止計画に定める地域における産業保健活動の活性化に寄与するため、産業保健関係者に対する研修・相談の実施、ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供する必要がある。								

20年度 成果 目標	アウトカム 指 標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 産業保健関係者を対象とした研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。
	アウトプット 指 標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 ① 産業保健担当者に対し、各地域のニーズに応じて延べ2,700回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を10,000件以上確保する。 ② 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報提供を行うとともに、ホームページのアクセス件数については1,000,000件以上得る。 ③ 各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。
備 考	① 予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。 ② 平成19年12月21日政策評価・独立行政法人評価委員会の業務の集約化を図るとともに次期中期目標期間において、運営経費の3割削減を図る旨の勧告を受け、同日厚生労働省の見直し案において、同内容の見直しの決定を行った。	

事業名	勤労者予防医療センターの運営	事業番号	12					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構							
施策概要	勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進する。							
予算額	17年度	11,494,747千円	18年度	11,281,178千円	19年度	11,433,445千円	20年度	10,666,270千円
19年度 成果 目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 ① 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ128,000人以上 ② メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ18,000人以上 ③ 勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3,500人以上実施 ④ 利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る							
19年度 実 績	① 過労死予防対策の指導：157,032人（前年度実績：135,238人） ② 電話相談：23,829人（前年度実績：18,580人） ③ 生活指導：3,864人（前年度実績3,884人） ④ 有用であった旨の評価：90.6%（前年度実績：90.9%）							
評 価	独立行政法人評価委員会では、「勤労者に対する過労死予防、メンタルヘルス不全予防、勤労女性の健康管理対策については、中期目標4年目にして数値目標を達成するなど大きな成果をあげている。今後も引き続き、利用者にとってわかりやすい指導・相談を実施するなど利用者のニーズに応えつつ積極的に取り組むことを期待する。」と評価されたところであり、引き続き勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進する必要がある。							
20年度 成果 目標	アウトカム 指 標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を80%以上得る。						
	アウトプット 指 標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ148,000人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ18,000人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3,700人以上実施する。						
備 考	予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。							

事業名	海外勤務健康管理センターの運営						事業番号	13
実施主体	(独)労働者健康福祉機構							
施策概要	海外派遣労働者に対する健康診断を行うほか、健康に関する相談・疾病予防・海外の医療衛生情報について調査・研究を行い、そのデータを随時提供する。							
予算額	17年度	11,494,747千円	18年度	11,281,178千円	19年度	11,433,445千円	20年度	10,666,270千円
19年度成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間：平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を13,100人以上確保するとともに、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。</p> <p>② 海外派遣労働者の健康管理、メンタルヘルスに関する調査研究成果及び巡回健康相談で収集した海外医療情報等をホームページで情報提供し、35,000件以上のアクセスを得る。</p>							
19年度実績	<p>① 施設サービス利用者数：17,614人(前年度実績：15,907人)、有用であった旨の評価：92.5%(前年度実績：95.2%)</p> <p>② ホームページアクセス件数：56,980件(前年度実績：55,275件)</p>							
評価	<p>独立行政法人評価委員会では、「海外勤務者の健康管理支援事業については、満足度調査において中期目標に記載された数値を上回ったほか、新型インフルエンザ対策マニュアル検討セミナーを開催するなど、海外派遣者の健康維持管理に貢献しており、評価できる。今後は、整理合理化計画等に基づく業務の廃止決定を踏まえ、適切に対応することが必要である。」と評価されたところであり、業務の廃止に向けた検討を進めつつ、海外派遣労働者に対する健康診断の実施、健康に関する相談・疾病予防・海外の医療衛生情報についての調査・研究を行い、そのデータを随時提供する必要がある。</p>							
20年度成果目標	アウトカム指標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間：平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。</p> <p>海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を90%以上得る。</p>						
	アウトプット指標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間：平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を15,000人以上確保する。</p> <p>② 海外派遣労働者の健康管理、メンタルヘルスに関する調査研究成果及び巡回健康相談で収集した海外医療情報等をホームページで情報提供し、55,000件以上のアクセスを得る。</p>						
備考	<p>① 予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。</p> <p>② 平成19年12月24日独立行政法人整理合理化計画において、海外勤務健康管理センター等業務については、全ての業務を廃止するとされた。</p>							

事業名	海外巡回健康相談事業						事業番号	14
実施主体	(独)労働者健康福祉機構							
施策概要	海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行う。							
予算額	17年度	11,494,747千円	18年度	11,281,178千円	19年度	11,433,445千円	20年度	10,666,270千円
19年度成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間：平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>海外に在留する邦人労働者から、海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。</p>							

19年度実績	海外での健康管理に有用であった旨の評価：93.4%（前年度評価：97%）	
評価	独立行政法人評価委員会では、「満足度調査において中期目標に記載された数値を上回ったことは評価できる。今後は、整理合理化計画等に基づく業務の廃止決定を踏まえ、適切に対応することが必要である。」と評価されたところであり、業務の廃止に向けた検討を進めつつ、海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行う必要がある。	
20年度成果目標	アウトカム指標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。海外に在留する邦人労働者から、海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を90%以上得る。
	アウトプット指標	—
備考	① 予算額は独立行政法人労働者健康福祉機構に対する運営費交付金の総額。 ② 平成19年12月24日独立行政法人整理合理化計画において、海外勤務健康管理センター等業務については、全ての業務を廃止するとされた。	

事業名	林業従事者等における安全衛生対策の推進事業				事業番号	15		
実施主体	林業・木材製造業労働災害防止協会							
施策概要	林業において多発する「かかり木」による労働災害を防止するため、巡回指導、研修会の実施等により、安全対策の推進を図るもの。 また、林業における振動障害防止対策を推進するため、チェーンソー取扱事業場及び労働者の調査を行い、特殊健康診断の受診状況をシステム管理し、事業主等に対し特殊健診の受診勧奨等を行うとともに、特殊健診を受診していない労働者に対して巡回方式による特殊健診を実施する。							
予算額	17年度	84,438千円	18年度	65,675千円	19年度	56,254千円	20年度	64,628千円
19年度成果目標	① 危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を86%以上とする。 ② 高性能林業機械に係る研修会に参加した事業場において高性能林業機械の安全対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする。 ③ 振動障害の巡回特殊健診の有所見率を7.7%以下にする。							
19年度実績	① 改善措置を講じた割合：88.6% ② 高性能林業機械の安全対策に取り組んだ割合：80.9% ③ 振動障害の有所見率：7.8%							
評価	①② 目標を達成し、林業における安全対策の取り組みの推進に効果を上げているが、林業が他産業と比較して災害発生率が高い傾向はかわっておらず、引き続き事業を実施する必要がある。 ③ 目標は達成できていないが、小規模事業場の多い林業に対する健康管理指導等の強化のため、健康管理が不十分な事業場に対して個別指導を実施する等手法を見直し、引き続き事業を継続する必要がある。							

20 年 度 成 果 目 標	アウトカム 指 標	① 危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を89%以上とする。 ② 高性能林業機械に係る研修会に参加した事業場において、高性能林業機械の安全対策に取り組む事業場の割合を81%以上とする。 ③ 振動障害の巡回特殊健診の有所見率を7.7%以下とする。
	アウトプット 指 標	① 危険性の調査の実施に係る個別指導を行う(年間合計90事業場) ② 高性能林業機械に係る研修会を実施する(23府県50名) ③ 全国で7500人に対し巡回形式の特殊健康診断を実施する。
備 考	-	

事 業 名	建設業における総合的な労働災害防止対策等の推進事業 【平成20年度重点的目標管理事業】				事 業 番 号	16		
実 施 主 体	建設業労働災害防止協会							
施 策 概 要	建設業における労働災害を防止するため、足場先行工法・手すり先行工法の定着のための研修・指導や専門業種別のリスクアセスメントに係るマニュアルの開発、研修等を行う。							
予 算 額	17 年 度	841,439 千円	18 年 度	742,220 千円	19 年 度	576,358 千円	20 年 度	576,333 千円
19 年 度 成 果 目 標	① 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とするとともに、事業対象事業場における労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、7.6%以上減少させる。 ② 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を50%以上に高める。 ③ 安全優良職長として厚生労働大臣から顕彰された者が研修会の内容等を活用した安全衛生活動を実施した割合を90%以上とする。							
19 年 度 実 績	① 労働災害防止対策の見直しを行い改善措置を講じた事業場割合：63.2% なお、労働災害の発生件数の減少目標については、平成20年度終了後速やかに評価する予定。 ② 手すり先行工法の普及率：53.4% ③ 安全衛生活動を実施した者：93.6%							
評 価	① 目標を達成していないが、依然として災害発生件数が多い建設業で更なる労働災害防止対策を推進するため、より充実したきめ細やかな研修会を実施する等の改善を図り、引き続き事業を実施する必要がある。 ②・③ 目標を達成しており、手すり先行工法の普及、安全衛生活動の促進に効果があったと評価できるが、更なる普及促進を図るため、引き続き事業を実施する必要がある。							

20年度成果目標	アウトカム目標	① 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とする。 ② 事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、6.3%以上減少させる。 ③ 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を60%以上に高める。 ④ 顕彰された職長として研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した者の割合を90%以上とする。 ⑤ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を利用した事業場から、当該支援を利用した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。
	アウトプット目標	① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する（72回）。 ② 手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールを行う（630現場）。 ③ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を行う（293事業場）。 ④ 顕彰された職長に対する研修会を実施する。

備考	—
----	---

事業名	中小地場総合工事業者指導力向上事業	事業番号	17					
実施主体	建設業労働災害防止協会							
施策概要	中小地場総合工事業者による下請業者に対する安全管理能力の向上等を図るため、現場所長や店社に対する研修、モデル事業場への個別指導等を行う。							
予算額	17年度	230,624千円	18年度	194,265千円	19年度	145,504千円	20年度	93,333千円
19年度成果目標	事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とするとともに、事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、7.6%以上減少させる。							
19年度実績	「モデル店社個別指導」の実施後に労働災害防止対策の見直しを行い改善措置を講じた割合：79.2% なお、労働災害の発生件数の減少目標については、平成20年度終了後速やかに評価する予定。							
評価	依然として災害発生件数が多い建設業で更なる労働災害防止対策を推進するため、より分かりやすく充実したテキスト等により引き続き事業を実施する必要がある。							
20年度成果目標	アウトカム目標	① 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 ② 事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、6.3%以上減少させる。						
	アウトプット目標	① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する（72回）。 ② モデル事業場への個別指導を実施する（293事業場）。 ③ モデル事業場の取組事例集を作成する。						
備考	—							

事業名	安全衛生情報提供等事業	事業番号	18
実施主体	中央労働災害防止協会		

施策概要	事業者の安全衛生活動に必要な情報を的確に提供するため、インターネットを通じた災害事例等の安全衛生情報や安全衛生教育ソフトの提供等を行う。技能講習修了者のデータの一元管理を行う。							
予算額	17年度	689,206千円	18年度	618,503千円	19年度	493,934千円	20年度	440,402千円
19年度成果目標	① 新たに安全衛生情報センターの情報等を利用した安全衛生対策を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を86.3%以上とする。 ② コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を1,580万件、高度視聴覚媒体の利用者数を13,563人（過去3年平均の5%増）、展示コーナーの利用者数を57,234人（過去3年平均の5%増）以上とする。							
19年度実績	① 改善措置を講じた割合：91.4% ② アクセス件数：1,862万件、高度視聴覚媒体の利用者数：13,850人、展示コーナーの利用者数：57,230人							
評価	安全衛生情報システムへのアクセス件数は大幅に増加し目標を達成し、また、利用者への調査では、情報を活用し改善措置を講じた割合が91.4%であるなど情報を活用した事業場の安全衛生対策の実施に大きく貢献している。また、高度視聴覚媒体の利用者数も目標を達成し、展示コーナーの利用者数も目標をほぼ達成しており、社員教育等の一環として効果的に活用された。安全衛生対策の推進のためには、的確な情報の提供等が必要不可欠であるため、災害事例、災害統計等の情報の充実を図るとともに、ホームページの構成・デザインをより利用者に理解しやすいものとする等の改善を図り、引き続き事業の実施が必要である。							
20年度成果目標	アウトカム目標	① 新たに安全衛生情報センターの情報等を利用した安全衛生対策を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を90.0%以上とする。 ② コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を1,862万件、高度視聴覚媒体の利用者数を13,916人（過去3年平均の5%増）、展示コーナーの利用者数を59,167人（過去3年平均の5%増）以上とする。						
	アウトプット目標	① 死亡災害データベースに死亡災害事例を1,500件追加掲載する。 ② 労働安全衛生法に基づき届出された新規化学物質を1,200件追加掲載する。						
備考	-							

事業名	海外派遣労働者に対する安全衛生確保事業 (平成20年度より、一部廃止の上、「安全衛生情報提供等事業」に統合)					事業番号	19	
実施主体	中央労働災害防止協会							
施策概要	海外進出企業における労働安全衛生水準の向上、労働安全衛生分野における国際協力の促進のため、諸外国の情報収集及びホームページ等を通じた提供、途上国の安全衛生団体の担当者に対する労働衛生に関する研修を行う。							
予算額	17年度	207,192千円	18年度	178,983千円	19年度	154,159千円	20年度	
19年度成果目標	① 情報提供事業 新たに国際安全衛生センターの情報等を利用した事業場において、新たに労働災害防止対策に取り組む予定である割合を94%以上にする。 ② 海外進出先国研修協力事業 研修事業参加国において、当該研修を踏まえ新たに安全衛生対策に取り組む予定である割合を91%以上にする。 ③ 事業の廃止・整理について 国際安全衛生センター運営事業については、労働福祉事業見直し検討会における指摘を踏まえ、今後平成19年度に事業を縮小し、平成20年度に廃止、整理する予定であり、事業の廃止、整理に向けて作業を進める。							

19年度実績	① 82.5% ② 92% ③ 平成19年度をもって廃止
評価	本事業は平成19年度をもって廃止したものである。
備考	国際安全衛生センター運営事業のうち、諸外国における労働安全衛生に係る情報をホームページにて提供する事業を安全衛生情報提供等事業に統合し、それ以外の事業は廃止する。

事業名	交通労働災害等防止対策の推進事業	事業番号	20					
実施主体	陸上貨物運送事業労働災害防止協会							
施策概要	交通労働災害を防止するため、事業場に対する個別指導等により、ガイドラインに基づく対策を推進する。							
予算額	17年度	73,765千円	18年度	69,099千円	19年度	59,121千円	20年度	57,681千円
19年度成果目標	① 個別指導対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を実施した事業場の割合を95%以上とするとともに、個別指導対象事業場における交通労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、9.6%以上減少させる。 ② ITを活用した遠隔による安全衛生管理について、実際の作業に適用し、実証を行うなどにより、実用可能な手法の検討を行う。							
19年度実績	① 改善措置を講じた事業場の割合：90.8% なお、労働災害の発生件数の減少目標については、平成20年度終了後速やかに評価する予定。 ② ITを使用することにより、「危険な運転操作」及び「走行計画の変更」を把握するための必要な情報を入手し、運転者へ指示を行う手法を開発した。さらにそれらについての有用性について実証試験を実施し、委員会において効果を確認した。							
評価	① 目標は達成できていないが、個別指導の対象となった事業場が交通労働災害防止規程を見直すなど、事業場における交通労働災害防止の取り組みに効果を上げており、更なる交通労働災害の防止の徹底のため、改善の見られない事業場に対して再度指導を実施する等によりフォローアップを行う等手法を見直し、引き続き事業を実施する必要がある。 ② 目標を達成し、実証試験において交通労働災害防止効果を確認するなど効果を上げており、更なる課題等について検討する必要があるため、引き続き事業を実施する必要がある。							
20年度成果目標	アウトカム目標	① 交通労働災害防止に関する指導の対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を実施した事業場の割合を95%以上とする。 ② 指導対象事業場における交通労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、6.3%以上減少させる。						
	アウトプット目標	① 交通労働災害防止に関する指導を900事業場に対して実施する。 ② ITを活用した遠隔による安全衛生管理について、実際の作業に適用し、実証を行うなどにより、実用可能な手法の検討を行う。						
備考	-							

事業名	危険性・有害性等の調査等普及促進事業						事業番号	21	
実施主体	中央労働災害防止協会、(社)日本労働安全衛生コンサルタント会								
施策概要	事業場の自律的な安全衛生管理活動を推進するため、モデル事業場の育成指導、好事例集等の作成、業種別団体を通じた中小事業場に対する導入支援等により、労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進を図るとともに、企業外専門家による安全衛生診断事業を行う。								
予算額	17年度	213,856千円	18年度	214,515千円	19年度	164,565千円	20年度	152,586千円	
19年度成果目標	① 本事業の活動に参加した事業対象団体、機械製造メーカー等においてリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を50%以上とする。 ② 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とするとともに、リスクアセスメントに係る指導を実施した事業場における労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、9.6%以上減少させる。								
19年度実績	① リスクアセスメントに取り組む事業場の割合：63.9% ② 改善措置を講じた事業場の割合：96.0% なお、労働災害の発生件数の減少目標については、平成20年度終了後速やかに評価する予定。								
評価	目標を達成し、危険性又は有害性等の調査等の普及促進に効果を上げており、更なる事業場の危険性又は有害性等の調査等の普及促進のため、引き続き事業を実施する必要がある。								
20年度成果目標	アウトカム目標	① 本事業の活動に参加した事業対象団体、機械製造メーカー等においてリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を64%以上とする。 ② 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とする。 ③ リスクアセスメントに係る指導を実施した事業場における労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、9.6%以上減少させる。							
	アウトプット目標	① 機械の包括的な安全基準に関する指針に基づく危険性・有害性等の調査等について50の改善事例を作成する。 ② 事業対象団体に対し危険性又は有害性等の調査等相談員を47名養成する。 ③ 専門家による危険性又は有害性等の調査等の診断を450事業場に対して行う。							
備考	-								

事業名	2007年問題に対応するITを活用した新しい安全衛生管理手法の構築						事業番号	22	
実施主体	(社)日本鉄鋼連盟								
施策概要	2007年問題をはじめとする労働現場の変化、これに伴う事業場における安全衛生水準の低下に対応するため、近年進歩の著しいIT技術を駆使した新たな安全衛生管理手法の構築を図る。								
予算額	17年度		18年度	103,850千円	19年度	78,259千円	20年度	42,148千円	
19年度成果目標	ITを活用した安全衛生管理システムについて、実際の現場に適用し、検証を行うことにより、事業場において実用可能な手法とするための問題点・改善点等を把握する。(平成20年度までの時限事業)								
19年度実績	平成18年度に開発したITを活用した安全衛生管理システムを組み合わせた応用システムについて実証試験を実施し、委員会において当該手法の有効性を確認するとともに問題点・改善点等について検討を行った。								

評価	目標を達成し、実証試験においてITを活用した安全衛生管理手法がリスク低減に有効であることを確認できたため、当該手法の普及促進を図る必要がある。	
20年度成果目標	アウトカム指標	ITを活用した安全衛生管理システムについての説明会・展示会を開催し、参加者のうち「ITを活用した安全衛生管理システムを理解し、当該システムの活用について検討する」と回答する割合を50%以上とする。（平成20年度までの時限事業）
	アウトプット指標	ITを活用した安全衛生管理システムについての説明会・展示会を開催し、100名以上を参加させる。
備考	-	

事業名	小規模事業場の産業保健活動推進事業				事業番号	23		
実施主体	(独)労働者健康福祉機構							
施策概要	産業医の選任義務のない小規模事業場の産業保健活動を支援するため、集団で自主的に産業医を選任した場合にその費用の一部を補助する。また、深夜業労働者の健康確保を図るため、深夜業労働者が自発的に健康診断を受診した場合にその要した費用の一部を助成する。							
予算額	17年度	241,120千円	18年度	223,765千円	19年度	145,883千円	20年度	132,769千円
19年度成果目標	産業医共同選任事業において、事業終了後、引き続き医師に労働者の健康管理を行わせている事業場の割合を81%以上とする。（※「備考」参照）							
19年度実績	事業終了後、引き続き医師に労働者の健康管理を行わせている事業場は57.6%であり、地域産業保健センターの利用による健康管理も含めると70.9%である。							
評価	成果目標は下回ったが、全国調査では地域産業保健センターの利用を含む医師等により労働者の健康管理を行っている事業所の割合が10~49人の企業では50.5%である中、事業を利用した事業場においては、事業終了後、70.9%の事業場が医師等を活用し労働者の健康管理を継続しており、産業保健活動の定着に効果を上げていることから、事業の運営方法を改善する等により引き続き事業を実施する必要がある。							
20年度成果目標	アウトカム指標	小規模事業場産業保健活動支援促進事業（産業医共同選任事業）において、平成20年度に新たに申請した事業場が産業医による産業保健活動を実施する回数を1,300回以上にする。						
	アウトプット指標	小規模事業場産業保健活動支援促進事業（産業医共同選任事業）における申請事業場数を522事業場（H19実績521事業場）以上とする。						
備考	平成19年度成果目標について、当初は「産業医共同選任事業において、事業終了時に引き続き産業医による産業保健活動を継続する事業場割合を81%以上にする。」としていたが、平成19年8月の「労働安全等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（総務省）において、「事業終了時における事業者の意向による評価は、事業終了後に事業者が実際にどのように行動するかとは直接には結びつかないため、「事業終了時」ではなく、「事業終了後一定期間経過した後」の状況等を把握する必要がある」と指摘されたため、事業場割合の数値は同一であるが評価時期等を改めた。							